

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」始まりました!

A子さんの場合

1 A子さん: 勧められて買った化粧品が腐ってダメになった～高かったのに～

お金かえてもらったら

2 化粧品会社に電話したけど、ウチのせいじゃありませんって言われちゃった。

消費者センターは?

3 相手が強情で「もう弁護士さんに頼んで裁判しかないですね!」って

さ、裁判! お金かかっちゃうよね!

4 ホント、裁判やっても勝てるとは限らないし、この金額なら費用倒れだよ。泣き寝入りしかないのかな～

5 後日 特定適格消費者団体が集団的消費者被害回復制度によってY化粧品が販売した化粧品の債務不履行責任を追及する裁判において云々…

漢字多くて何言ってるのかわかんない…

6 新しい裁判制度? あたし裁判なんかしてないけど?

新しい裁判制度で、化粧品会社の責任が認められんかったって

7 そうです! Y化粧品を買った方、申し出て下さい。お金を取り戻しましょう!

どうゆうこと?

平成28年10月1日より新しい裁判制度が始まりました

事業者から受けた消費者被害を回復できる消費者団体訴訟制度(被害回復)は、あなたの代わりに特定適格消費者団体が行います。特定適格消費者団体とは、これまで消費者被害の予防と拡大防止のため「差止請求業務」を行ってきた適格消費者団体で、内閣総理大臣がさらに特定認定した団体です。

二段階型の訴訟制度

- 一段階目 事業者の共通義務の確定
- 二段階目 対象消費者の債権を個別に確定

一段階目の手続 (共通義務確認訴訟)

- 特定適格消費者団体が共通義務確認の訴えを提起
- 共通義務確認に関する審理
- 請求認諾・和解・認容判決 棄却判決等

※判決に不服があれば上訴

粗悪な化粧品を消費者にたくさん売った責任を認めてください

特定適格消費者団体

裁判所

Y化粧品

二段階目の手続 (個別の消費者の債権確定手続)

- 団体 簡易確定手続開始の申立
- 団体 消費者へ通知・公告
- 消費者 団体へ授權
- 団体 裁判所へ債権を届出
- 事業者 債権に対し認否
- 裁判所 簡易確定決定
- 決定に異議がある場合、異議後の訴訟
- 返金手続

化粧品を買った人いませんか?

ここではじめて裁判に参加

A子さんは〇円、Bさんは〇円、Cさんは〇円…

Cさんは認めますが、A子さん、Bさんは返金済みです。等…

争いのあるA子さん、Bさんにつき判断

A子さんに〇円、Bさんに〇円…支払いなさい

裁判所

〇円

従来の裁判と新しい裁判との違い

従来の裁判は 消費者が自ら訴えを起こす

新しい裁判は 国で認定された団体、「特定適格消費者団体」が裁判を起こす

従来の裁判は 勝ち負けがはっきりしていない段階で、個別に裁判に参加する

新しい裁判は 業者の責任が認められた後で消費者が裁判に参加できる

従来の裁判は 個別に行うので被害が少額の場合、費用対効果がよくない

新しい裁判は 多数の被害者を集めて行うので、負担が軽い



みんなで裁判を行うことで、
手続を簡素化したり
少額被害にも対応することができる
新しい制度です!



Q&A

Q.どのような被害が対象になるの?

A.学納金返還請求事件などの不当利得返還請求権、悪質商法でだまされた場合の不法行為に基づく損害賠償請求権、耐震性を偽装されたマンションの購入にともなう損害賠償請求権などで、多数の消費者に共通する事実上及び法律上の原因があるものです。

Q.「特定適格消費者団体」から手紙がきたらどうしたらいいの?

A.まず、その「特定適格消費者団体」が正しい団体かどうかをウェブサイトや、消費者センターなどに確認をしましょう。正しい団体であった場合には、裁判の内容や費用に関する説明を受け、裁判に参加するかどうか決めます。

Q.費用はかかるの?

A.裁判に参加する場合は、特定適格消費者団体に費用を支払う必要があります。裁判によってどのくらいお金が戻ってくるか、費用や手間がどのくらいになるか、特定適格消費者団体に確認をしてください。

ホクネットは2021年10月、「特定適格消費者団体」に認定されました!

ホクネットの 実績

- 中古自動車の訪問買取業者の高額なキャンセル料について差止請求訴訟をし、改善
- 建物賃貸借契約書の消費者に不利な不当条項の差止請求をし、多数改善
- 結婚式場の高額なキャンセル料につき差止請求訴訟をし、改善
- 誤解を生じる内容のTVコマーシャルを行っている損害保険会社に是正請求をし、改善

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道(ホクネット)

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目ほくろビル4F
TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

E-mail : info_hokkaido@hocnet1222.jp

ホクネット 検索

ツイッターからは▼



フェイスブックからは▼

